

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年2月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）ラ・ムー上越北店

所在地 上越市新光町一丁目608番 外

設置者 株式会社西源

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和3年10月8日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

関係法令を遵守し、周辺環境の保全に努めるとともに、苦情が発生した場合は、速やかに対策を実施すること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年2月22日から令和4年3月22日まで